

審査基準整理票

処分名	産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	(条項) 第15条の4において 準用する第9条の5第1項	
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則(昭和46年厚生省令第35号)	(条項) 第15条の4において 準用する第9条の5第2項 第14条第5項第2号 第12条の2の3	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間 (他機関等への照会等の期間 を除く。)	21日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・文書の名称【】</p> <p>・掲載図書等【】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>次の各号のいずれにも適合していること。</p> <p>(1) 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画および維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置および維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の2の3各号に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 申請者が廃棄物に処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>第15条の4</p> <p>第9条の4の規定は産業廃棄物処理施設の設置者について、第9条の5から第9条の7までの規定は産業廃棄物処理施設について準用する。この場合において、第9条の4中「一般廃棄物処理施設」とあるのは「産業廃棄物処理施設」と、第9条の5第1項中「第8条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第2項及び第9条の6第2項中「第8条の2第1項」とあるのは「第15条の2第1項」と読み替えるものとする。</p> <p>第9条の5第1項</p> <p>第8条第1項の許可を受けた者(第3項、次条第1項及び第9条の7において「許可施</p>			

設置者」という。) から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

【基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第9条の5第2項

第8条の2第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、前項の許可について準用する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第12条の2の3

法第15条の2第1項第3号(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 二 産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

法第14条第5項第2号

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 第7条第5項第4号イからトまでのいずれかに該当する者
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)
- ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
- ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ 個人で政令で定める使用人のうちイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者